

令和3年度「学校いじめ防止基本方針」

田川市立田川中学校

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

本校において、いじめは、「どの学年、どの学級、どの子どもにも起こりうる」という強い認識のもと、家庭、地域、関係諸機関と密接に連携し、豊かな人間性を育む教育活動の推進を中心に据え、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめ認知時および重大事態発生時において、適切かつ迅速に対応（対処）し、その解消（解決）を図るため、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 「学校のいじめ基本方針」の内容

(1) 本校のいじめの問題及び未然防止に関する基本的な考え方

ア 「いじめ」（「いじめ」の定義）については、次のようにとらえる。

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。 <いじめ防止対策推進法第2条>

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの学校、どの子にも起こりうる」「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念のもと、全教職員で対応に当たる。

ウ 「いじめがどの子にも、どの学校にも起こりうる」という危機感をもち、学校総体として、いじめを生まない教育活動を推進する。

エ いじめの問題について、全職員がアンテナを高く張り、早期発見（積極的な認知）に努める。

オ 「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念に基づき、認知したいじめの問題について、適切な解決に向けた早期の対応及び、関係者・機関と連携した解決への継続的な指導の充実を図る。

カ いじめの解消については、単に謝罪をもって解消という安易な判断を廃し、「いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも継続して3ヶ月の状況把握を行い判断することとする）」、「被害者が心身の苦痛を感じていないこと（被害者本人及びその保護者に対して面談等による確認を確実にすることとする）」の2つの要件を満たしているかどうかの判断を適切に行うための措置を講じる。

キ 今日的な課題であるネット環境（SNSやLINEを含む）による匿名性の高い書き込みをはじめ、インターネット上のあらゆるいじめの問題へ対応する体制の整備を図る。

ク 地域社会全体で生徒を見守り、健全な成長を促すため、地域や家庭との積極的な連携に向けた体制の構築に努める。

ケ いじめの問題に対する迅速かつ適切な対応をめざし、日常的に各種関係機関との密接な連携を図る。

コ 本「学校いじめ防止基本方針」については、その重要性を鑑み、各関係者・機関との連携強化を推進するため、入学時や新学年始業時等をはじめあらゆる機会を活用し広く周知・説明するとともに、常に内容確認が行えるよう広報・閲覧できる環境を整えるよう措置を講じる。

(2) 基本的な考え方に基づく主要な取組

本校においては以下の3つの取組の推進することで、いじめ問題撲滅の実現を図る。

ア いじめ問題の早期発見・早期対応を図る組織的な対応の推進

「いじめ問題対策委員会」による対応の推進

イ 未然防止にむけた取組の推進

「豊かな人間性を育む教育活動」の系統的・継続的な推進

ウ 取組成果検証

「いじめ防止基本方針」における取組の成果を検証し今後の取組の改善を図る

(3) 組織について

本校のいじめ問題への対応組織として、「いじめ対策委員会」(下表)を設置する。

ア 構成員

いじめ対策委員会						
組織の 構成 委員	本校 職員	職名	氏名	分 掌	校内での役職名	
		校長				委員長
		教頭				副委員長
		主幹教諭			教務部	教務担当主幹教諭
		教諭			生徒指導部	生徒指導主事
		教諭			学年部	第1学年主任
		講師			学年部	第2学年主任
		教諭			学年部	第3学年主任
		講師			生徒指導部	補導
		教諭			生徒支援部	人権・同和教育担当
	養護教諭			生徒指導部	養護教諭	
	専 門 家	SC			筑豊教育事務所より派遣	
		SSW			田川市教育委員会	} 必要に応じて招聘
		学校医				
指導主事			田川市教育委員会学校教育課		} ※その他関係者も同様	

イ 役 割

- いじめの判断・・・委員長(副委員長)
- 対応方針の策定・決定・・・委員長(副委員長)
- 年間指導計画の作成・・・生徒指導主事、生徒支援部長
- 相談、通報に関する対応・・・当該学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
- 情報の収集・記録・・・当該学年主任
- PDCA サイクルによる検証・・・主幹教諭、生徒指導主事
- いじめの問題への対応に関する指導・助言・・・SC、SSW、学校医、指導主事 等

ウ 委員会の開催

毎月1回(原則として第2週木曜日)の定期開催とする。

ただし、事案(重大事案を含む)発生時には、委員長(副委員長)判断により緊急開催とする。

(4) 関係機関との連携

ア いじめを認知した場合は速やかに市教育委員会へ報告し、連携した対応を図る。

イ いじめの内容が触法行為(暴行・金銭強要等)に相当する場合は、警察への相談・通報を行い、連携して対応する。

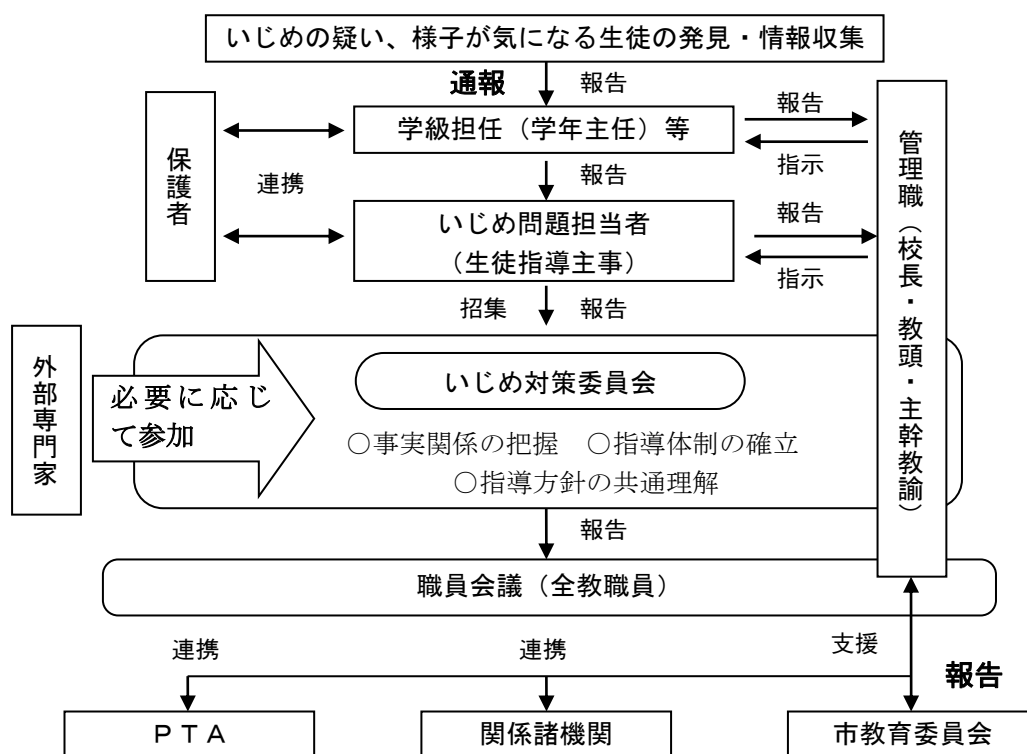
ウ いじめの内容により、PTAや地域の関係機関である「要保護児童生徒対策連絡協議会」、校区ケース会議、学校警察連絡協議会等との連携における対応協議を行う。

エ 上記関係機関との連携と併せ、必要に応じて筑豊教育事務所教育相談室関係者、ソーシャルワーカー、スクールサポーター、弁護士等の指導・助言を受け、早期解決に向けた対応を図る。
(重大事態に関しては、別途調査組織において、調査活動等を行う。)

(5) 報告体制

本校におけるいじめの問題の通報・報告および連携の体制は、次ページの表による。

【いじめの問題の通報・報告及び連携】



(6) いじめの問題に関する教員研修

いじめの問題に関する研修として、以下の3つの研修会を基本研修として行い、いじめの問題を解決するために必要な研修を適宜開催するものとする。

- ア いじめの問題についての適切な認知と共通理解に関する研修
 - 学校いじめ基本方針を基盤とした、全教職員の共通理解を図る研修会・・・【年度当初】
 - 生徒の実態についての共通理解を図る研修会・・・【年度当初】
- イ いじめの問題に関する教職員の指導力の向上に関する研修
 - 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施・・・【年度当初】
 - 「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】」の内容をはじめ、いじめの問題の未然防止および解決に向けて必要とされる校内研修の開催・・・【適宜開催】
- ウ 教職員の資質を高める研修
 - スクールカウンセラーを講師とした研修会の開催・・・【適宜開催】
 - 専門家を招聘した研修会の開催・・・【長期休業中】

(7) 豊かな人間性を育む教育活動を軸とした「いじめの未然防止」並びに、いじめの早期発見、いじめへの対処の取組【年間計画・いじめの問題への対応の手順・重大事態への対応体制・重大事態に係る地方公共団体の長への報告の流れ】

- ア いじめの未然防止の取組について
 - 生徒指導の視点に立つわかる授業づくり
 - 生徒指導の3機能（自己存在感・自己有用感を与える、共感的人間関係を育む、自己決定の場を設定する）を生かし、「できた、わかった」と感じることのできる授業を展開する。
 - 人間関係スキルの育成に向けた取組の推進
 - SEL－8Sを活用して、豊かな人間関係や望ましい学級集団づくりに向けた取組を実践する。また、学校行事や学年行事における各種体験活動等を中心とした社会性を育成する取組

(ソーシャルスキルトレーニングやピアサポート活動等を含む) に向けた環境づくりを推進する。

- 道徳教育・人権教育の充実
道徳の時間の充実を図るとともに学校教育のあらゆる場面で、生徒の命を尊ぶ心や他を思いやる心、ネットいじめ等のモラル教育を含む確かな人権感覚を育む活動を充実させる。
- 生徒指導の視点に立つわかる授業づくり
生徒指導の3機能(自己存在感・自己有用感を与える、共感的人間関係を育む、自己決定の場を設定する)を生かし、「できた、わかった」と感じることでできる授業を展開する。
- 生徒会活動と連携した「いじめ撲滅運動」の実施
生徒会が中心となり「いじめ防止」に向け、ポスター作成や標語づくり等の取組を実施し、生徒の自発的・自治的活動を推進し、「いじめは絶対許さない」という学校風土の醸成を図る。

イ いじめ早期発見の取組について

- 日常的な教職員の様相観察
 - ・「いじめの早期発見・早期対応の手引」及び「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」等の活用を踏まえた、教職員による日常的な様相観察に努める。
- アンケート調査の実施
 - ・定期的な、「いじめに特化したアンケート簡易版」または「学校生活アンケート」の実施(原則として毎月1回実施する。)
 - ・定期的な、「いじめに特化した無記名アンケート」及び「学校生活・環境多面調査」の実施(原則として每学期1回実施する。)
- 定期的な全生徒対象の教育相談の実施
 - ・全生徒を対象とした教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。(原則として每学期1回、1週間程度を「教育相談週間」として位置付け実施する。)
- 教育相談ポストの設置及び活用
 - ・教育相談ポストを常設し、いじめの早期発見に努める。
- 家庭向け「いじめ問題啓発リーフレット」の配布
 - ・「家庭用チェックリスト」【6月】や「家庭向けリーフレット」【1月】の配布により、いじめ防止への啓発に努める。
- 計画的な「いじめの早期発見」への取組
 - ・日常的及び定期的な取組を計画的かつ系統的に推進するために、年間計画を作成し、確実な実施に努める。【次ページに掲載】

【年間活動計画】

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	豊かな人間性の育成及び いじめに対応する教育活動等の推進(●年間)	評価・分析 の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の生徒への周知 ◇「いじめに特化した無記名アンケート」、「学校生活アンケート」等の調査実施 ●相談ポストの設置	*校内いじめ対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	●豊かな人間性を育み、いじめを生まない教育活動の推進	▲
5月	◇「いじめ問題を含むアンケート」「学校生活アンケート」等の調査実施	*校内いじめ対策委員会 ・生徒理解のための職員会議	・1年生「ふれあい学級(宿泊を伴わない)」における体験活動	
6月	◇いじめに特化した無記名アンケート調査 ◆生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ対策委員会	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
7月	◇「いじめ問題を含むアンケート(生活環境他面調査)」「学校生活アンケート」等の調査実施	*校内いじめ対策委員会	規範意識醸成にむけた教育活動	
8月		・SC等専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ生徒理解の研修会		・1学期の取組を評価・分析
9月	◇「いじめ問題を含むアンケート」、「学校生活アンケート」等の調査実施 ・アンケートをもとにした個人面談	*校内いじめ対策委員会	・基本的な生活習慣の向上にむけた活動 ・体育会における望ましい集団づくり	
10月	◇「いじめ問題を含むアンケート」、「学校生活アンケート」等の調査実施	*校内いじめ対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期発見の「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
11月	◇いじめに特化した無記名アンケート調査(※学期に1回) ◆生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ対策委員会	・外部講師招聘による教育講演会の実施	
12月	◇「いじめ問題を含むアンケート(生活環境他面調査)」、「学校生活アンケート」等の調査実施	*校内いじめ対策委員会 ・生徒理解のための職員会議	・2年生修学旅行における望ましい人間関係づくり ・人権フェスタの開催における命・生き方の教育	・2学期の取組を評価・分析
1月	◇「いじめ問題を含むアンケート」、「学校生活アンケート」等の調査実施	*校内いじめ対策委員会	「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)」の配付	
2月	◇「生活環境他面調査」 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ対策委員会		・年間の取組を評価・分析
3月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」「学校生活アンケート」等の調査実施	*校内いじめ対策委員会		

ウ いじめの早期対応への取組について

○ いじめに対する基本姿勢

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの学校、どの子にも起こりうる」「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念のもと、全教職員で対応する。

○ いじめ問題への対応の手順【対応の手順については次ページに掲載】

いじめ問題への対応にあたっては、その関係生徒の学級担任や学年教員が対応するのではなく次ページ掲載の「対応の手順」に基づき、「いじめ対策委員会」を中心としてすべての教員で対応を協議し、組織的に問題の解決を図る。

また、いじめの内容が触法行為相当の重大事案については、市教育委員会、PTAやスクールサポーター及び警察等の地域の関係団体と連携を密に行い、問題の早期解決に取り組む。

○外部関係機関との連携

いじめの問題に関して、表面上の事象にのみとらわれることなく、根本的な解消・解決に向けて、積極的に関係機関との連携を図る

- ・ 田川市教育委員会を中核とした支援チームとの連携
- ・ 筑豊教育事務所や県教育委員会等県の機関におけるいじめ問題学校支援チームとの連携
- ・ いじめの内容における所轄警察署（田川警察署少年係をはじめとする各係）との連携

エ 重大事態への対応

○重大事態の定義

1. 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」
2. 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

○重大事態の対応体制と報告【次ページ「いじめの問題への対応の手順」に続いて掲載】

- ・ いじめの情報に関する通報および報告を受けた際には、学校内における「いじめ対策委員会」において、その内容を精査し、重大事態についての判断を行う。
- ・ いじめ防止対策推進法第28条に該当する重大事態であると判断した際は、速やかに市教育委員会へ報告する。
- ・ その後のいじめの事実に対する調査については、市教育委員会の指導の下、その指示に従い、附属機関等の調査組織において行うこととなる。
- ・ 対応体制及び報告の詳細については、次ページ以降に示されたとおりとする。

○調査を行うための組織

- ・ 学校が調査主体となる場合は、「学校いじめ対策委員会」を中核とする。
- ・ 当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加え組織する。
- ・ さらに状況に応じて、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）等を含めて構成する第三者委員会を設置する。
- ・ 組織を構成する際、組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の理解関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保することに努める。

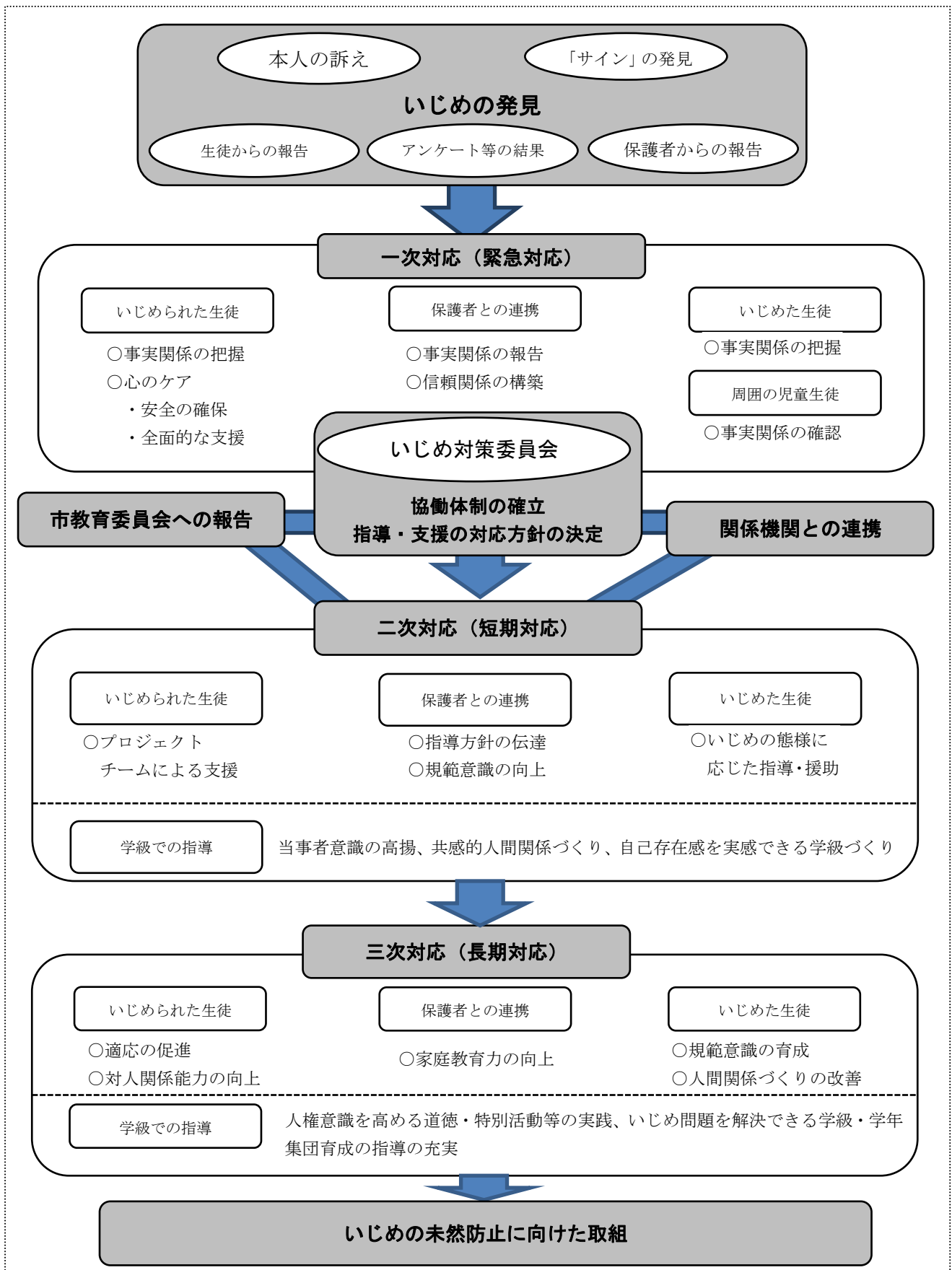
○調査結果の提供及び報告

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して必ず説明を行う。さらに、この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。
- ・ 情報提供の際には、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。（提供情報と個人情報保護との関係性に配慮すること）
- ・ 調査結果については田川市教育委員会を通じ、田川市長及び福岡県教育委員会に報告する。

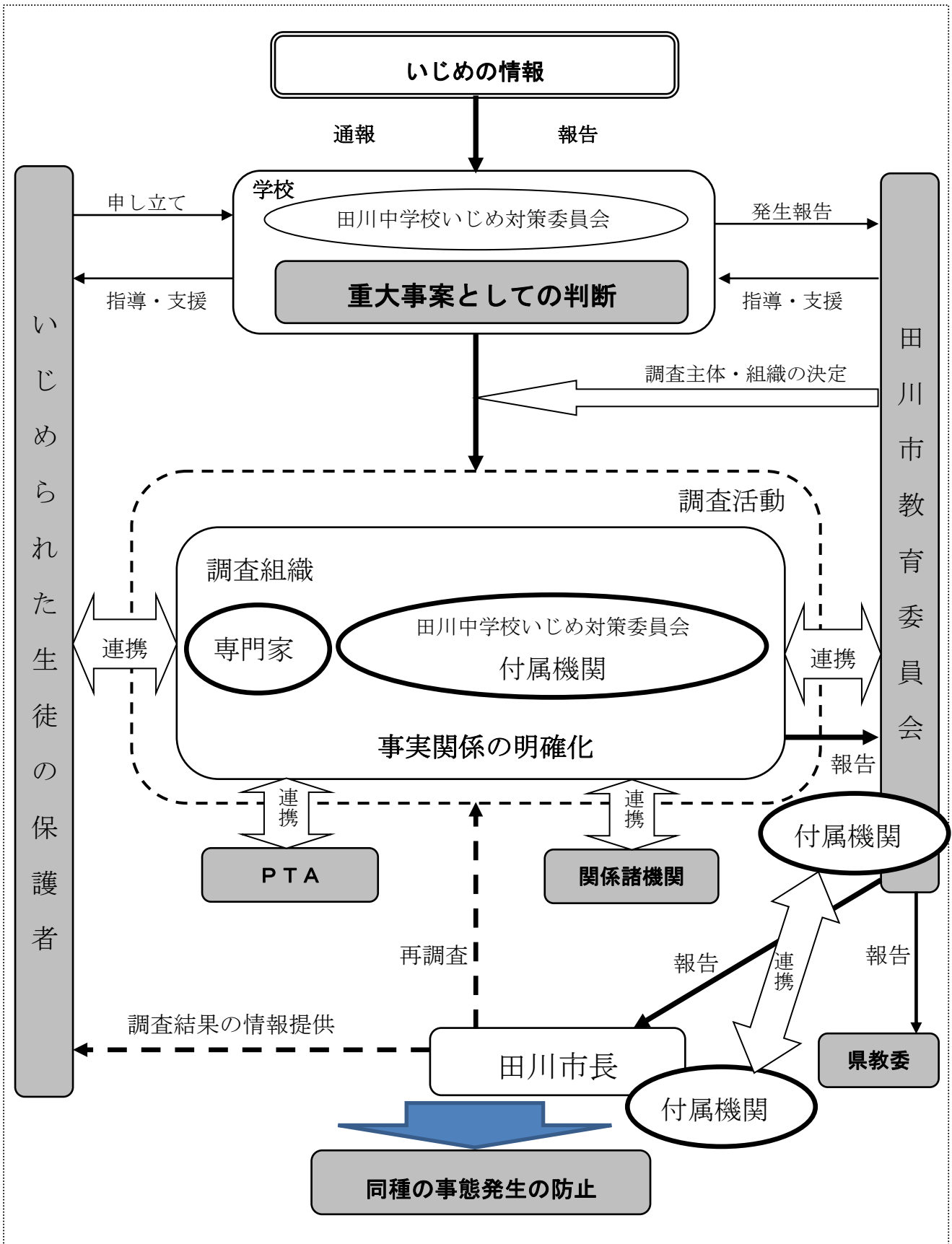
○調査結果を踏まえた対応

- ・ 調査結果により明確化された支援策の実施及び再発防止に向けた主体的な方策を講じる。

<いじめの問題への対応の手順>

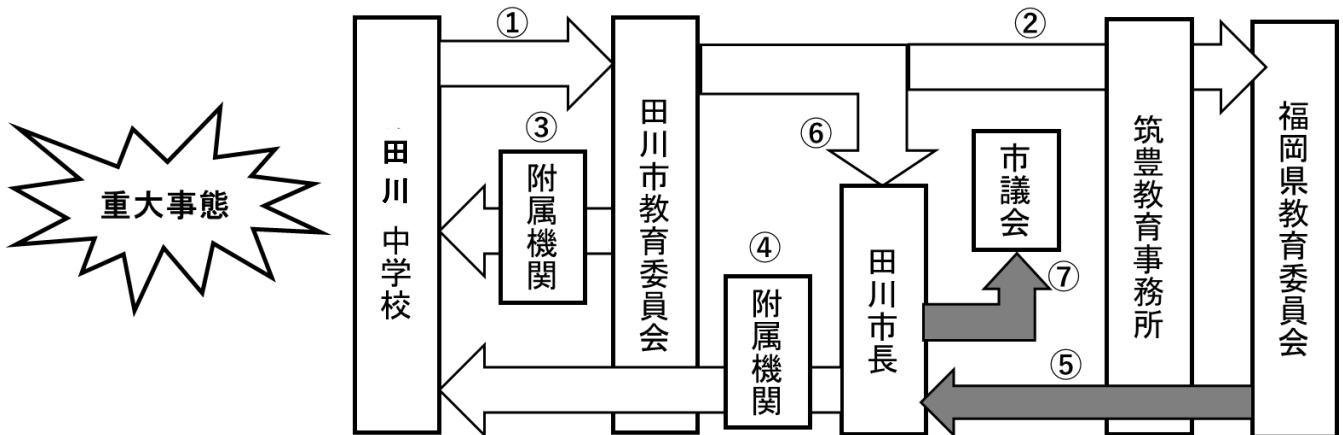


<重大事態の際の対応>



※重大事態が発生した場合、直ちに田川市教育委員会へ報告を行い、指導・支援を受けること。

＜重大事態に係る田川市長への報告の流れ＞



- ① 重大事態の報告（第23条2項）
- ② 重大事態が発生した旨を田川市長に報告（第30条1項）
併せて福岡県教育委員会に報告（県基本方針）
- ③ 附属機関による調査（第28条1項）
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（第30条2項）
- ⑤ 田川市の事務の適切な処理について指導・助言又は援助（第33条）
- ⑥ 重大事態調査結果を田川市長に報告（国基本方針）
併せて、福岡県教育委員会に報告（県基本方針）
- ⑦ ④の調査を行った時は、その結果を市議会に報告（第30条3項）

（8） インターネット上のいじめへの対応とその防止

ア インターネット上（SNSを含む）のいじめへの対応

SNS（メールやブログ等）でいじめにつながる書き込みや記述が確認できた場合は、直ちに削除するとともにその記録を取り、いじめの対応の手順に沿って組織的に対応する。

イ 情報モラル教育の実施

- 教科（技術科等）や学級活動で、情報モラルについて指導し、意識の向上を図る。
- 確かな道徳心や人権感覚を醸成するために、道徳的価値や人権の視点から課題を明確化し、道徳の時間を中心としたすべての教育活動において自らのあるべき姿について考える機会を設定する。
- 「保護者とともに学ぶ規範意識育成事業」等の取組を積極的に活用し、外部講師を招聘した学習会を年1回は開催する。

（9） 教育相談体制の整備

ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置

毎月実施するいじめアンケートや生活アンケートをもとに気になる生徒へのカウンセリングを実施し、いじめの未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。

また、月に1度は、ガイダンス委員会（生徒指導委員会）に出席していただき、生徒の実態把握を行うとともに、相談対象生徒に関する情報共有・連携を促進する。

さらに、家対象生徒の家庭に向け、教職員との連携の元に多角的・多面的な支援を行う。

イ 相談窓口の活用

子どもホットライン24をはじめ、ネット環境（スマートフォンからのアクセスを含む）を活用した教育相談（緊急避難）窓口の利用を推奨するよう学校だより等で広報し、生徒はもとより保護者、地域にも広く周知する。

(10) 保護者・地域への働きかけ

- ア P T A活動の一環として、P T A教育講演会や人権教育及び「命」に関する講演会（「いじめの問題に関する講演」等）を企画・立案し、開催することで啓発・広報に努める。
- イ いじめの問題に特化した、保護者用いじめの問題チェックリスト（6月配付）及び家庭用啓発リーフレット（1月配付）を配付することで啓発に努める。

(11) 取組状況の評価

- ア 年度当初に計画した取組に関して、年度末総括時に教員評価を実施する。その際チェック・アクションの項目について重要視し、学校及び生徒の実態に応じたきめ細かい評価活動となるよう配慮する。
- イ 教員評価と併せて、年度末総括時に学校評価を実施し、学校総体としての取組について総括を行う。その際にもチェック・アクションを重視し、次年度計画の改善に確実につながるよう配慮する。
- ウ 学期ごとに生活アンケート（毎月実施）等の結果をもとに、いじめ対策委員会において取組成果の検証・評価及び改善点の明確化を行い、職員研修において共有化を図り、以後の取組の改善に生かす。

(12) 学校評価・教員評価

- ア 学校評価
学校評価の自己評価指標にいじめの問題への対応に関する指標を定め、その評価結果をもとに以後の改善策を検討し、取組の改善に生かす。
- イ 教員評価
いじめが発生したということで評価するのではなく、いじめの予防やいじめを解消するために適切な実践ができてきているかどうかを評価し、課題があれば改善を促す。